**野辺地町産直施設の管理運営者を募集します。**

　町では、野辺地町産直施設において、町の特産品を中心とした販売活動の促進、ＰＲ活動等を行う施設管理運営者を募集します。

|  |
| --- |
|  |
| 募集施設 |
| 野辺地町産直施設（のへじ活き活き常夜燈市場） |
| 所在地 |
| 野辺地町字野辺地５６７番地 |
| 施設の設置目的 |
| 町内の産業団体の更なる活性化の基点となる施設として、町の特産品を中心とした販売活動の促進、PR活動を展開し、生業創りの場として成長させ、更には観光拠点の場として地域経済の振興を図る。 |
| 施設の開館時間及び休館日 |
| １　開館時間　午前９時から午後５時まで  　２　休館日　　１２月３０日から翌年１月３日まで  　※ただし、町長が必要と認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができる。 |
| 施設の使用期間 |
| 令和４年度は使用許可後、令和５年３月３１日まで。  　以降、４月１日から翌年３月３１日までとします。  ※継続使用する場合であっても、年度毎に使用申請が必要となります。 |
| 施設の使用料及び実費負担 |
| 施設の使用料は野辺地町産直施設設置条例に基づくものとし、施設の使用にかかる光熱水費等の実費は、使用者が負担するものとする。 |
| 使用の許可 |
| 野辺地町産直施設設置条例に規定する設置目的を最も効果的に達成できると認める者に使用を許可する。 |
| 使用の条件 |
| １　「野辺地町産直施設設置条例」及び「野辺地町産直施設の管理運営に関する規則」  　　を遵守の上、使用すること。  　２　施設に隣接するトイレの管理（清掃）を行うこと。  （トイレに係る消耗品、光熱水費、点検費用については町負担） |
| 申請方法 |
| 使用申請書及び事業計画書等を下記提出先へ、持参又は郵送にて提出ください。  　※郵送による場合は、令和４年７月２８日（木）の消印有効。 |
| 申請書等受付期間 |
| 令和４年７月１日（金）から令和４年７月２９日（金）までの執務時間内  　（午前８時３０分から午後５時１５分まで） |
| 申請書等提出先及び問い合わせ先 |
| 野辺地町　産業振興課（第２庁舎２階）  　電話　０１７５－６４－２１１１（内線２８０）  　〒039-3131　野辺地町字野辺地１２３番地１ |